附則第五条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、「次の各号によつて算定した額」の下に「（第一号、第五号及び第十六号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・七、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・九、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同項第五号算式を次のように改める。

算式

A＋B

附則第五条第四項第五号算式の符号中αを削り、同項第六号中「五、五九九、〇〇〇円」を「五、五八五、〇〇〇円」に改め、同項第七号中「附則第四条第一項第十二号」を「附則第四条第一項第十号」に改め、同項第八号中「一、四三三円」を「一、五三三円」に改め、同項第十六号中「に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の指定都市にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・九を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を「（第三号に掲げる額については、同号の規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第四号、第七号及び第九号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）」を加え、同項第三号中「に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の指定都市にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・九を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、「都道府県知事が算定した額」の下に「（第三号に掲げる額については、同号の規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第四号、第七号及び第九号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）」を加え、同項第三号中「に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の指定都市にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・九を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同項第四号中「〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・二、〇・七以上〇・八未満の市町村にあつては〇・三、〇・五以上〇・七未満の市町村にあつては〇・四、〇・三以上〇・五未満の市町村にあつては〇・五、〇・三未満の市町村にあつては〇・六をそれぞれ乗じて得た額」を「〇・四を乗じて得た額」に改め、同項第五号中「五六、〇〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に改め、同項第七号中「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第八条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第一号中「平成二十四年十月三十一日」を「平成二十五年十月三十一日」に改め、「平成二十三年法律第四十号。」及び「（法第二条第二項の特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号から第九号までの規定中「平成二十四年十月三十一日」を「平成二十五年十月三十一日」に改め、同項第十号を削る。

附則第八条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第九条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第一号中「平成二十四年十月三十一日」を「平成二十五年十月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　原発避難者特例法第二条第三項に規定する避難住民の受入れ等の支援に要した経費（同法第九条第一項の規定により当該市町村が負担する経費を含む。）として、総務大臣が調査した額

附則第九条第一項第三号中「平成二十四年十月三十一日」を「平成二十五年十月三十一日」に改め、「支援に要した経費」の下に「（前号に掲げる経費を除く。）」を加え、同項第六号及び第七号中「平成二十四年十月三十一日」を「平成二十五年十月三十一日」に改め、同項第十号を削る。

附則第九条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「附則第五条第五項第六号」を「附則第五条第二項第六号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年度分の特別交付税から適用する。

○国土交通省令第九十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第四条の二第一項第四号の規定に基づき、船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令（昭和四十七年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表中「（第一項関係）」を「（第二号関係）」に改め、同表ＰＣＢ含有量の項中「ＰＣＢ含有量」を「ポリ塩化ビフェニル含有量」に改め、同表アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の項の次に次のように加える。

一・四―ジオキサン含有量	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下であること。

別表の備考中「第二項の規定」を「第二号の規定」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第四十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十五年十一月二十一日付けをもつて次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月九日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N13―66	ＮＣＢ63 ＥＮＣＢ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N13―67	電動アシスト三輪自転車（後車体固定式） ＡＳＵ―３Ｗ01―ＫＯ	フランスベッド株式会社 東京都昭島市中神町1148